

電力広域的運営推進機関
紛争解決対応室業務に関する
音声データのテキスト化業務委託
仕様書

電力広域的運営推進機関

平成30年2月

1. 件名

紛争解決対応室業務に関する音声データのテキスト化業務委託

2. 業務の目的

紛争解決対応室業務における議事録等の作成を支援するため、会議等を録音したデータをテキスト化（文字データ化）することを目的とする。

3. 契約期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

4. 業務内容

(1) 音声データテキスト化作業

会議等のデジタル音声データを受託者に提供する都度、音声データをテキスト化（文字データ化）する。テキスト化に際し、いわゆる「ケバ取り」（文脈に関係ない間投詞や言い直し、重複等を除いた表現）による文章表現とすること。

(2) 音声データの提供方法

I Cレコーダーで録音した音声データと参考資料（出席者名簿等）を、受託者が契約するクラウド型オンラインストレージサービスを利用し提供する。ただし当該サービスは音声データ受け渡しにおける情報漏洩を防止するうえで不可欠なセキュリティ機能などを備えており、大容量ファイルの送付や重要なファイルの受け渡しに適していることを要す。

(3) 会議記録予定時間と予定委託回数

以下の①、②の合計とする。

① 1回あたり1.5時間程度が月5回、年50回（年75時間）

② 1回あたり4時間程度が3か月に2回、年8回（年32時間）

※ただし、上記会議記録予定時間および予定委託回数を確約するものではない。

(4) 納品形態

Microsoft Word 形式で納品する（パスワードを付した電子メールによる納品とする）。

若しくは受託者が契約するクラウド型オンラインストレージサービスを利用し Microsoft Word 形式で納品する。ただし当該サービスは音声データ受け渡しにおける情報漏洩を防止するうえで不可欠なセキュリティ機能などを備えており、大容量ファイルの送付や重要なファイルの受け渡しに適していることを要す。（あわせて依頼日、納品日、会議記録時間等を記載した納品書を別途提出すること）

(5) 納期

音声データを受け取った日から6営業日以内

（ただし、担当者が提出期日を別途指示した場合には、その指示した日までとする）

(6) 請求書送付先

〒135-0061 東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 紛争解決対応室

(7) 留意事項

音声データで不明な部分は、その旨を明記の上、当該個所に関する会議等の開始時刻の経過時間を分単位で併せて記載すること。

5. 検収条件

議事録作成作業が本仕様書の「4. 業務内容」に基づき実施されたこと及び納入物等の内容が適当であると担当者が確認したことをもって、検収とする。

6. 支払条件

検収月末締翌月末日までに支払うものとする。

なお、受注者は、当月に検収した音声データ時間の総合計値（1 時間超過時は 1 5 分単位とし、1 5 分未満切り上げ。8.（1）に基づく）に契約単価を乗じた金額を請求すること。

※当月分業務時間の算定にあたっては、総合計時間を算出したうえで、1 5 分未満であれば 1 5 分単位に切り上げること

7. 秘密保持及び個人情報の保護

本契約履行に際して知り得た当機関の業務上、技術上の秘密及び情報（個人に関する情報含む）を目的外使用及び第三者に漏えいしないこと。

8. データの削除

本機関より送付した音声データ及び議事録ファイルは納品後、消去すること。

9. その他

（1）本業務に係る時間は、音声データ 1 時間を最小時間とする。1 時間を超過した場合は 1 5 分単位での追加料金を加算することとし、当該料金は本体価格の 1 / 4（ただし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）の額とする。

（2）上記 4.（5）における「担当者が提出期日を別途指示した場合」は、納入時期が短縮することに伴う割増料金を加算することとし、当該料金は 8.（1）の金額に以下の割増率を適用して得た金額とする。（納期短縮依頼時は、受注者の業務状況を踏まえ短縮可否について協議する。）

納入時期	割増率
① 音声データを受け取った日の翌日	50%増し
② 音声データを受け取った日から 2 営業日以内	40%増し
③ 音声データを受け取った日から 3 営業日以内	30%増し
④ 音声データを受け取った日から 4 営業日以内	20%増し
⑤ 音声データを受け取った日から 5 営業日以内	10%増し

（3）本仕様書に記載のない事項及び疑義については、当機関と協議のうえ決定することとする。

以 上